

特別永住者の皆様へ(重要なお知らせ)

2012(平成24年)7月9日

住民登録制度が変わります

2012年7月9日に、外国人登録法が廃止され、新たな制度が導入されるのにあわせ、特別永住者の制度が変わります。

どのように変わるの？

- 外国人住民の方も住民基本台帳制度の対象になります。(外国人登録制度は廃止されます。)
- 「外国人登録証明書」に代わり、「特別永住者証明書」が交付されます。

住民基本台帳制度の対象になるとどうなるの？

- 外国人住民の方にも住民票が作成されます。
外国人と日本人とで構成する複数国籍世帯では、世帯全員が一緒に記載された住民票の写しが発行できるようになります。(現在の外国人登録原票記載事項証明書は発行できなくなります。)
- 転入・転出の手続きの仕方が変わります(重要!)
勝山市から他の市町村へ引っ越す時は、勝山市で「転出届」をする必要があります。また「転入届」をする時は、「特別永住者証明書」や「外国人登録証明書」の他に「転出証明書」が必要になります。

「特別永住者証明書」はこのようなカードです

1. 原則、名前はアルファベット氏名で作成されます。日本の漢字にて漢字氏名を併記することも可能です。(※通称名は記載されません。)
2. 台湾・韓国・朝鮮の漢字は日本の文字に置き換えられます。



現在の「外国人登録証明書」はどうなるの？

新たな制度導入後も有効期限までは、現在お持ちの「外国人登録証明書」を「特別永住者証明書」とみなすこととなります。「外国人登録証明書」をすぐに「特別永住者証明書」に替える必要はありません。

外国人登録証明書の有効期限は？

1. 16歳以上の方は
「外国人登録証明書」の次回確認(切替)申請期間の始期が
2012年7月9日～2015年7月8日までの方…2015年7月8日まで
2015年7月9日以降の方…次回確認(切替)申請期間の初日まで
2. 16歳未満の方は
16歳の誕生日まで

「特別永住者証明書」への切替え方法は？

1. 切替えの手続きに必要な書類

- (1) 外国人登録証明書
- (2) パスポート（※所持している方のみ）
- (3) 写真1枚（縦4cm×横3cm、最近3ヶ月以内に撮影の無背景・無帽・正面向き顔写真）（16歳未満の方は原則不要）
- (4) 本人が16歳未満または病気などの事情があり自ら申請を行うことができない場合は、代わりに窓口に来る方の本人確認書類

2. 手続きできる方

本人（本人が16歳未満または病気などの事情があり自ら申請を行うことができない場合は、同居の親族）

3. 申請場所

市民課 市民グループ

「特別永住者証明書」の事前交付申請について

希望される場合には、施行日前であっても事前交付申請を行うことができます。

ただし、証明書の交付は2012年7月30日以降（予定）になります。申請場所は、市役所市民課です。

また、現在お持ちの外国人登録証明書の確認（切替）申請期間が平成24年7月8日までに到来する方で、特別永住者証明書の事前交付申請も希望される場合は、別途外国人登録証明書の確認（切替）申請も行っていただきます。

詳しくは、総務省・法務省のホームページをご覧ください。

総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

法務省 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/

【新たな在留管理制度に関するお問い合わせ】

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8:30～17:15）

TEL 0570-013-904（IP 電話・PHS からは 03-5796-7112）

【住民基本台帳制度に関するお問い合わせ】（平日 8:30～17:30）

TEL 0570-066-630（IP 電話・PHS からは 03-6301-1337）

【このお知らせに関する問い合わせ先】（平日 8:30～17:15）

勝山市役所 市民課 市民グループ TEL:88-8102（直通）